

介護職員処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等ベースアップ等支援加算

---

<加算算定対象サービス共通>

## 1. 概要

○介護職員の処遇改善について、現在、以下の加算があります。

- ・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ～Ⅲ)
- ・介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ、Ⅱ)
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算

○上記の加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、それぞれの算定要件を満たす賃金改善等を行う必要があります。

○処遇改善加算等は、以下の対象外サービスを除いた全てのサービスが対象となっています。

### <加算対象外サービス>

介護保険法に基づく指定を受けていない施設・事業所、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援

○加算の算定額を決定する加算率は、各加算、各区分、各サービス種別ごとに定められています。

## <サービス別加算率>

サービス区分	介護職員処遇改善加算			介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等ベースアップ等 支援加算
	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%
(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%
(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%
看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%
介護老人福祉施設サービス	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%
(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%
介護老人保健施設サービス	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%
介護療養施設サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(老健以外)	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%
介護医療院サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%

## 2. 各要件の概要について

### <配分対象>

- 介護職員処遇改善加算

  - 介護職員（資格の有無、経験年数等の要件なし）

- 介護職員等特定処遇改善加算

  - a 経験・技能のある介護職員

    - 以下を満たす介護職員

      - ①「介護福祉士」の資格を有する者であること。

      - ②所属する法人等における勤続年数が10年以上であること。（②は法人等の裁量あり）

  - b 他の介護職員

    - 経験・技能のある介護職員を除く介護職員

  - c その他の職種

    - 介護職員以外の職員

- 介護職員等ベースアップ等支援加算

  - 介護職員、その他の職員

＜加算算定のために必要な賃金改善以外の要件について①＞ [全加算共通]

	キャリアパス要件 (Ⅰ)	キャリアパス要件 (Ⅱ)	キャリアパス要件 (Ⅲ)	職場環境等要件	介護福祉士の配置等要件
処遇改善加算(Ⅰ)	○	○	○	○	—
処遇改善加算(Ⅱ)	○	○	—	○	—
処遇改善加算(Ⅲ)	どちらかの要件で ○		—	○	—
特定処遇改善加算(Ⅰ)	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること			○	○
特定処遇改善加算(Ⅱ)	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること			○	—
ベースアップ等支援加算	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること			—	—

＜加算算定のために必要な賃金改善以外の要件について②＞ [特定処遇改善加算]

	処遇改善加算要件	職場環境等要件	介護福祉士の配置等要件	見える化要件
特定処遇改善加算(Ⅰ)	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること	○	○	○
特定処遇改善加算(Ⅱ)	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること	○	—	○

注) 令和4年度以降、見える化要件が特定処遇改善加算の算定要件として追加された。

＜加算算定のために必要な賃金改善以外の要件について③＞ [ベースアップ等支援加算]

	処遇改善加算要件	ベースアップ等要件
ベースアップ等支援加算	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること	○

注) ベースアップ等要件については、介護職員、その他の職員それぞれで満たすこと。

## <キャリアパス要件とは>

### 【キャリアパス要件Ⅰ】 ※次の①～③を満たすこと

- ① 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用の要件を定めていること。（介護職員の賃金に関するものを含む）
- ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めていること。（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）
- ③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

### 【キャリアパス要件Ⅱ】 ※次の①及び②を満たすこと

- ① 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の（a）または（b）に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、研修の実施や研修の機会を確保していること。
  - （a）資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供または技術指導等を実施（OJT、OFF-JTなど）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
  - （b）資格取得のための支援（研修受講のためのシフト調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助など）を実施すること。
- ② ①について全ての介護職員等に周知していること

### 【キャリアパス要件Ⅲ】 ※次の①及び②を満たすこと

- ① 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき、定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  
具体的には、次の（a）～（c）のいずれかに該当する仕組みであること。
  - （a）経験に応じて昇給する仕組み
  - （b）資格等に応じて昇給する仕組み
  - （c）一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※客観的な評価基準などが明文化されていること。
- ② ①の内容について、就業規則などの明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

## <職場環境等要件とは①>

処遇改善加算については、以下の6区分のうち、全体で1つ以上の取組を実施していることが必要。

特定処遇改善加算については、6区分のうち、**それぞれの区分で1つ以上**の取組を実施していることが必要。

(※令和3年度においては、6区分のうち3区分で該当がある場合に、当該要件を満たしているとしていた。)

### ① (入職促進に向けた取組)

- ・ 法人や事業所の経営理念やケア方針、人材育成方針、その実現のための施策及び仕組みの明確化
- ・ 事業者の共同による採用、人事ローテーション、研修のための制度構築
- ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等経験や資格の有無にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・ 職場体験の受け入れや地域行事への参加、主催等の職業魅力度向上の取組み

### ② (資質向上やキャリアアップに向けた支援)

- ・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修の受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・ エルダー、メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入
- ・ 上位者、担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の確保

### ③ (両立支援・多様な働き方の推進)

- ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度の充実、事業所内託児所施設の整備
- ・ 職員の事情等に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度等の整備
- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

## <職場環境等要件とは②>

### ④（腰痛を含む心身の健康管理）

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成など体制の整備

### ⑤（生産性向上のための業務改善の取組）

- ・タブレット端末やインカム等のICTの活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減
- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳や下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の提供）等による役割分担の明確化
- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理、整頓、清掃、清潔、躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業分担の軽減

### ⑥（やりがい・働きがいの醸成）

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童、生徒や住民との交流の実施
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※上記の6つの取組は、介護人材の職場定着等を目的とした、事業主による働きやすい職場づくりを推進するためのものであり、加算要件を満たしていても複数の取組を実施できるよう積極的なご検討をお願いいたします。

## <介護福祉士の配置等要件とは>

特定処遇改善加算(Ⅰ)を算定するためには、介護福祉士の配置等要件を満たすことが必要。  
つまり、介護福祉士等を手厚く配置することにより算定が可能となる、下記のいずれかの加算の届出を行っていること。

- サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 又は (Ⅱ)の届出を行っていること。
- 以下のサービスについては、以下の加算の届出を行っていること。

サービス種別	届出を行うことが必要な加算
訪問介護	特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)
特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ) 又は 入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)
地域密着型通所介護 (療養通所介護費を算定する場合)	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イまたは(Ⅲ)ロ
介護老人福祉施設等	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ) 又は 日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)

## <見える化要件とは>

### ○令和4年度から特定加算の算定要件に含む

特定処遇改善加算を算定するためには、見える化要件を満たすことが必要。  
つまり、特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。

具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、以下を実施する。

- ・ 特定加算の取得状況を報告
- ・ 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

参考：[島根県 | 介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」\(mhlw.go.jp\)](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/32/index.php)  
(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/32/index.php>)

## <ベースアップ等要件とは>

○賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。

**※介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合は必要**

## <処遇改善加算要件とは>

○処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること  
（ベースアップ等加算と同時に処遇改善加算に係る計画書の届出を行い、算定される場合を含む。）

## <計画書・実績報告書の作成>

処遇改善加算等を取得しようとする介護サービス事業者等は、基準に定める介護職員処遇改善計画書及び実績報告書を作成すること。

また、作成等にあたっては、以下のQ & A等を参照ください。（令和5年3月1日現在）

- ・介護保険最新情報Vol.993 （令和3年6月29日）
- ・介護保険最新情報Vol.946 （令和3年3月22日） ※問2のみ
- ・介護保険最新情報Vol.941 （令和3年3月19日） ※問16以降
- ・介護保険最新情報Vol.799 （令和2年3月30日）
- ・介護保険最新情報Vol.738 （令和元年8月29日）
- ・介護保険最新情報Vol.734 （令和元年7月23日）
- ・介護保険最新情報Vol.719 （平成31年4月12日）
- ・平成29年度改定に係るQ & A
- ・平成27年度改定に係るQ & A
- ・平成24年度改定に係るQ & A
- ・平成21年度Q & A(介護職員処遇改善交付金)

※なお、上記Q & Aについては、基本的に最新のQ & Aが優先されます。  
最新のQ & Aによって削除されたものもありますので、ご注意ください。

## <計画書・実績報告書の作成> **【注意】**

令和3年度実績報告書の作成にあたり、下記について差し替えが多発していたため、実績報告書の提出前に再度確認して提出してください。

○計画書で届け出た基準額1～3について、実績報告書において変更しているが、特に事情を説明していない

- ・半数近くの実績報告書でこちらがご理解いただけておらず、差し替え対応が必要となりました。
- ・多くの場合で前ページ記載のQ&Aに記載してあるとおりの処理で完了します。  
加算の算定要件をご確認の上で算定頂きますようお願いいたします。

○賃金改善所要額が加算の総額に満たないままご提出いただいているもの

- ・要件を満たしていませんので、受理できません。

上記2点に共通して、職員の入退職に伴う基準額の推計を実施していないものが多く見られます。  
これについては下記Q&Aに掲載されていますので、必ずご確認の上でご提出をお願いいたします。

- ・介護保険最新情報Vol.993 (令和3年6月29日) ※問1
- ・介護保険最新情報Vol.941 (令和3年3月19日) ※問22

## <都道府県知事等への届出>

### ◆計画書

提出期限：処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日（例：取得する月が4月の場合は、2月末日）

※令和5年4月又は5月から取得する場合は、令和5年4月15日まで。  
なお、令和5年度計画書の様式については、既に公開しています。

※**加算届の提出期限は、各サービスで定められている提出期限から変更ありませんので、ご注意ください。**

※提出した計画書について、特定の項目に変更が生じた場合は、変更の届出が必要になります。  
特定の項目については各該当年度の「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の7をご覧ください。

### ◆実績報告書

提出期限：最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日

（例：最終の加算の支払いがあった月が5月の場合は、7月末日）

※令和4年度実績報告書の様式、提出期限等については、改めてお知らせします。

## 計画書等提出先

**事業所の指定権者に**郵送又はメールで提出（消印有効）

※松江市所在の事業所及び地域密着型サービス事業所、総合事業を実施する事業所については、それぞれの所在市町村を所管する介護保険者に提出いただく必要があります。その際は、各保険者ホームページに様式や留意点が別途規定されている場合がありますので、ご確認ください。また、法人単位等で複数事業所を一括申請する場合は、各事業所の指定権者に対して提出が必要です。

事業所の所在地	提出先(問い合わせ先)
出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村	〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課 介護サービス指導グループ TEL : 0852-22-5301、6695 Mail : kaigo-shido@pref.shimane.lg.jp
浜田市、益田市、大田市、江津市、邑南町、美郷町、川本町、津和野町、吉賀町	〒697-0041 浜田市片庭町254 島根県健康福祉部地域福祉課 石見指導監査室 TEL : 0855-29-5580、5567 Mail : kaigo-iwami@pref.shimane.lg.jp